

## 広島のホームレスの現状と課題

### 1. 日本のホームレス

ホームレスは、仕事と住居をもたず、家族との絆もなく路上で生活する、現代日本の最底辺の人たちです。ホームレスは、貧困と孤独の境遇にあつて、露骨な偏見と差別を被るマイノリティの人たちです。ホームレスが抱える生存の問題は、貧困問題一般に解消されない、固有の人権問題としてあります。

ホームレスは、グローバリゼーション、新自由主義、構造改革の産物です。日本にホームレスが現れた経緯には、4つの事情があります。一つ、階層の下降圧力が強まり、最底辺の一部が、路上へ排出されたことです。二つ、都市が再開発され、また美化政策により、公共空間を追われた人たちの一部が、路上へ排出されたことです。三つ、福祉行政の後退により、貧困状態にある人たちの救済が滞ったことです。四つ、消費産業が膨張して、路上の生活資源が増えたことです。日本に、路上生活者は以前からいました。1960年代の高度経済成長期に、単身男性の日雇労働者が増えて、釜ヶ崎や山谷の寄せ場（簡易宿泊所街）が膨張しました。彼らは、仕事がある時はドヤ（単身男性用の宿）に泊り、仕事にあぶれ、かつ蓄えがない時は、路上で次の仕事を待ちました。この人たちの存在が社会問題化されたのは、1990年代半ばのことでした。それは、産業全般とくに建設業が停滞し、日雇仕事が激減し、また、製造業やサービス業も多くの労働力を排出した時期でした。仕事にあぶれた人たちの一部が路上に排出されて、寄せ場周辺から市内に散っていきました。彼らは、公園や河川敷に住んで、廃品回収等で生活を凌ぎました。彼らは、いわば「見える」(visible) ホームレスです。マスメディアが、公園のホームレスと、彼らを排除する行政・警察との攻防を報道したのは、この頃のことでした。

2000年代に入って、異なるタイプのホームレスが現れました。大企業の倒産が相次いで、若者の就職難が続きました。非正規雇用が増えて、派遣雇用の規制緩和が進みました。そして、2008年のリーマン・ショックを頂点に、多くの非正規雇用者が、リストラや雇い止めにあいました。中には、仕事と同時に会社の寮や社宅等の住居を失った人もいました。他方、街中には、旧来のドヤやカプセルホテルに加えて、ネットカフェや漫画喫茶、サウナ等の安価な一時居住施設が増えました。これらの施設を、失職して住居を失った人や、日雇・臨時で働くが住居のない人が利用するようになります。厚生労働省は、この人たちのことを「住居喪失不安定就労者」と呼んでいます。この一部の、一時居住施設も利用できない人たちが、路上に押し出されていきます。彼ら彼女らは、施設と路上を往復する、

いわば「見えない」(invisible) ホームです。この人たちは、2つのグループから成ります。一つ、最初から正規雇用には就けないで、アルバイトやフリーターで働いてきた若者たちです。その一部が、一時居住施設を利用し、時には車の中で寝泊りし、携帯電話で雇用契約をして、仕事に出て行きます。二つ、非正規雇用でリストラにあい、また中長期の派遣の雇い止めにあい、かつ住居を失った中年層の人たちです。彼らは、労働力の柔軟性が小さく、重労働も困難なので、若者より厳しい条件にあります。2008-09年の日比谷公園の「年越し派遣村」の主役は、この人たちでした。

こうして、現代日本のホームレスは、3つのグループから構成されます。高齢の元建設労働者、フリーター等の若者、リストラや雇い止めにあった中年労働者です。現在、公園等に住むホームレスの数は、減っています。厚生労働省によれば、全国のホームレスは、2003年に25,296人、09年に13,124人でした(『ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果』2010年)。その原因は、ホームレスが「見えなくなった」ことにあります。まず行政は、公園のホームレスを排除し、生活保護を給付して、彼らをドヤやアパートへ入れました。次に、ホームレスが公園等を排除されて、小路や目立たない場所へ移動しました。公園等の定着層が減って、路上をさまよう流動層が増えました。次に、ホームレスが都心から郊外へ、大都市から中小都市へ拡散しました。このような事情から、ホームレスの減少は、その実数の減少を意味するものではありません。厚生労働省によれば、24時間営業の1,173のネットカフェや漫画喫茶で、週の半分以上をオールナイトで利用する人は21,400人いました(『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』2007年)。この内43%の人が、路上で寝たことがあると答えています。それでも、全国の「見えない」ホームレスのほんの一部です。

路上で行き倒れる、施設や病院で死ぬ、アパートで孤独死する。これがホームレスの末路です。若者ホームレスの明日です。大阪市で、2005年に1,213人の人が、公園のベンチ等で行路(病)死しました(生田武志『ルポ 最底辺—不安定就労と野宿』2007年)。この事実が、ホームレス問題のすべてを物語っています。

## 2. 広島ホームレス

厚生労働省によれば、広島県(以下広島)のホームレスは、2003年に231人、08年に138人、11年(1月)に80人でした(『ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果について』2011年)。広島のホームレス数は少なく、しかも減っています。では広島では、ホームレス問題は小さな問題でしょうか。そうではありません。

広島でも厳しい経済情勢が続きました。企業は、雇用の削減と非正規化によって、競争を生き延びました。正規雇用者に、サービス残業や成果主義賃金を課す。必要ならば解雇さえする。こうして正規雇用者さえも、地位が不安定化しました。他方で、企業は、雇用の非正規化を進めました。広島の雇用者(125.8万人)で、非正規雇用者の割合は、2007

年に 35.1%でした（総務省統計局 2009『平成 19 年 就業構造基本調査報告』）。非正規雇用者は、雇用者の 3 人弱に 1 人に及びます。非正規雇用の内訳は、パートタイマー 15.7%、アルバイト 36.6%、派遣労働者 12.2%、契約・嘱託社員 28.1%でした<sup>2)</sup>。非正規雇用者の雇い止めは、2008-09 年に、85 事業所で 6,190 人でした（『県議会議事録』2010.12.18 総務委員会 中村委員）<sup>3)</sup>。県内の事業所総数は当時 139,914 でしたから、雇い止めの実数は、これをはるかに超えたはずです。非正規雇用者の労働条件は、厳しいものです。2010 年に、雇用者 30 人以上の企業で、一般労働者の賃金（月額）が 417,131 円（1 時間当たり 2,411.2 円）、パート労働者の賃金が 106,324 円（同 1,096.1 円）でした（広島県商工労働局『毎月勤労統計調査 平成 22 年の動き（概要）』2010 年）。パート労働者の賃金は低く、一般労働者との間に大きな格差もあります。その結果、非正規雇用者の生活は厳しいものになります。彼ら彼女らは、懸命に働いても生活できないワーキングプアです。「派遣社員の平均年収は 300 万円弱で、同じ年齢の正社員の 7 割です。アルバイト中心で生活するフリーターになると、平均年収は 200 万円未満で、正社員の半分です。このため、非正規雇用の若年男性は、正規雇用に比べ既婚率が非常に低く、25 歳から 29 歳の正社員は 35%結婚しているのに、非正規雇用では 15%、30 歳から 34 歳の正社員は 60%が結婚しているのに、非正規雇用では 30%と、正社員の半分です。結婚しようにも生活ができないため、踏み切れないということです」（『県議会議事録』2008.2.26 2 月定例会 安本委員）。

こうして広島でも、正規雇用者から非正規雇用者へ、非正規雇用者から失業者へという地位下降の圧力が強まりました。そして、多くのワーキングプアが生まれました。その一つの表徴を、生活保護の状況に見ることができます。広島（県）で 2010 年に、被保護の世帯が 30,048 世帯、人員が 43,401 人で、いずれも 02 年の 1.7 倍でした（広島県健康福祉局『第 64 回 被保護者全国一斉調査結果報告書』2010 年）。被保護者の年齢構成は、15-59 歳が 42.3%、60 歳以上が 44.3%でした。保護期間で見る世帯数は、3 年未満が 20.1%、1-3 年が 21.6%、3 年以上が 58.3%でした。被保護世帯で、稼働者がいない世帯が 84.6%、世帯主が働く世帯が 12.4%でした（広島県健康福祉局『平成 20 年度 生活保護統計年報』2010 年）。これらの数字から、被保護者が増加した、稼働年齢層の保護率が高い、保護期間が長い（3 年以上）、無稼働の失業世帯が多い等の事実を、指摘することができます。生活保護には高齢者（60 歳以上）の問題が大きいです。しかしそれでもなお、そこから厳しい雇用情勢の影響を窺うことができます。

以上は、ホームレスを生み出す背景の概要でした。広島で「見える」ホームレスは少ないです。しかし、その意味は小さくありません。広島に、多くの非正規雇用者がいます。その先に失業者がいます。その中には、仕事があっても住居がない人、仕事も住居も貯金もない人がいます。さらに、家族が解体した人がいます。ホームレスの背後に、これらの歴大な貧困者が控えています。ホームレスになるか否か。この人たちにとって、それは人生の偶然でしかありません。だれもが、ホームレスになる可能性にあります。このような意味で、ホームレスは、貧困層の象徴ともいべき人たちです。ホームレスは、歴大な貧

困者の問題（仕事、生活、家族等の問題）を集中的に体現しています。広島でも、ネットカフェや漫画喫茶等の一時居住施設が増えています。貧困者の一部が、それらを利用しています。そのまた一部が、路上へ押し出されています。広島にも、このような「見えない」ホームレスが確実にいるはずで

### 3. 施策と課題

ホームレスの人権とは、ホームレスが尊厳をもって遇されて、誇りある生を営むことのできる権利をいいます。そのために社会には、どんな支援が必要でしょうか。

政府・自治体は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（2002年）に基づいて、ホームレス対策を行っています。ホームレス対策の原則は、2つあります。一つ、ホームレスを公園等から排除して、公園等の適正利用を図ることです。二つ、排除したホームレスを就労自立させることです。ホームレス施策は、次のような展開をとります。まず、公園等からホームレスを排除します。次に、ホームレスを選別します。選別の軸は、就労自立です。まず、就労が可能な人は、自立支援センターへ送ります。収容者はハローワークに通い、仕事を探します。正規の仕事があった人は、労働市場へ戻ります（しかしその多くは、後で路上へ舞い戻ります）。仕事がない人は、センターを退所して、路上へ戻ります。一度退所したら、もうセンターには入れません。次に、就労が困難な人で、病気の人

は病院へ送ります。高齢者は、生活保護を給付して、アパート（やドヤ）に入れます。そして生活の自立を促します。最後に、路上に留まりたいと思う人です。行政は、彼らに「社会的自立を支援しつつ、施設管理者による退去指導を行う」としています。つまり、実質路上に放置して、勝手に死ぬに任せるというわけです。

こうしてホームレスは、施設・アパート・ドヤに入って、「屋根」を取得します。そして（一時の）「安らぎ」を得ます。施設には、入所期限があります。期限が過ぎれば、路上に戻ります。アパートやドヤは、孤独の空間です。ある人は孤独死します。ある人は、孤独に耐え兼ねて、路上へ戻ります。そして行き倒れます。ある人は病院で死にます。このように、ホームレス対策は、ホームレス問題の根本的な解決はおろか、彼らの死の道程を迂回させているだけのようです（ホームレスを支援するNPO等の団体の活動については、別に論ずべき事柄です）。

では、（広島）県のホームレス対策はどうでしょうか。県は、ホームレス問題を緊要な人権問題とみているのでしょうか。2007年に、刑務所を出所したホームレスが、広島市平和記念公園で、別のホームレスを殺害するという事件が起きました。殺人の動機は、金もなく、路上生活に悲観し、自殺する勇気がないので死刑になりたいというものでした。当時、この事件は、ホームレスの犯罪として報道されました。しかしその事件は、まさにホームレス問題が表出したものでした。県（行政）は、この事件を教訓に、みずからのホームレス対策の不十分を反省したのでしょうか。

県は、ホームレス対策を市町村に委ねるとして、独自の施策を行っていません。「それぞれのホームレスの方への対応でございますけれども、生活に関する相談に応じて、住まいを確保していただき、そして就業につなげていくというのが基本的な流れになりますので、具体的な対応につきましては、住民に一番身近な市町で取り組んでいただいているところでございます」(『県議会議事録』2010.2.16 生活福祉保険委員会 社会援護課長)。ホームレス対策は、雇用創出・生活支援の施策全般の中で行われています。そのおもな施策は、次のようなものです(広島県商工労働局『平成22年度 商工労働行政の概要』2010年)。一つ、離職者緊急就業支援(すべての求職者を対象に緊急就職面接会)、二つ、求職者総合支援センター運営(「ひろしましごと館」での職業相談・紹介、公営住宅や生活保護、職業訓練に関する情報提供)、三つ、緊急雇用対策基金(国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金で、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出)4)。

県は、産業・雇用対策本部(本部長は知事)を設けて、積極的な雇用創出を図っています。それは、非正規雇用者や失業者に対する雇用・生活支援となっているでしょう。しかしそれは、ホームレス対策をカバーするものではありません。ホームレス対策には、固有の施策が必要となります。まず、路上の「見える」ホームレスに対する施策です。一つ、実態調査を行うことです。県は、2000年に実態調査を行ったそうです(『県議会議事録』2010.2.16 生活福祉保険委員会 社会援護課長)。どんな調査を行ったのでしょうか。県は、その結果をすべて開示すべきです。二つ、市町村のホームレス対策(就労斡旋・生活保護・住居斡旋)の実際を把握することです。市町村で、それらが具体的にどのように行われているのか。きちんと監督・指導し、その結果を報告すべきです。三つ、ホームレス対策の、市町村の間の連携と調整を図ることです。ホームレスは、生存資源を求めて、たえず移動する人たちです。ゆえに、市町村の連携が重要になります。四つ、ホームレスの就労・居住支援に、県がもつ資源(独自の仕事出しや県営住宅等)を動員することです。「本県では、解雇等により住居からの退去を余儀なくされる方のために、昨年末より県営住宅最大50戸を家賃半額の使用料で、原則とし3ヶ月以内の一時使用提供をしています。また、広島県住宅供給公社でも、公社賃貸住宅10戸を平成22年3月31日までの入居期限で提供しています」(広島県行政情報室)5)。家賃を取ったり、入居期限を設けるようでは、ホームレスは入居できません。家賃が払えず、住む場所がないから、ホームレスをしているのです。

次に、一時居住施設を利用する「見えない」ホームレス(「住居喪失不安定就労者」)に対する施策です。一つ、実態調査を行うことです。ネットカフェ等の一時宿泊施設がいくつあるのか。何人がオールナイトで利用しているのか。その内何人が路上にも寝ているのか。すべて不明なままです。県議会でも、ネットカフェは青少年の非行問題に関わって取り上げられているだけです。二つ、実態の解明に踏まえて、「見えない」ホームレスの課題を整理することです。「見えない」ホームレスは、どんな人たちから成るのか。彼ら彼女らが抱える課題は何なのか。そこには、「見える」ホームレスと異なる課題もあります。三つ、

その上で、具体的な施策を行うことです。課題の解決に、既存の雇用創出・生活支援の制度はどう活かせるのか。どのような「見えない」ホームレス固有の施策が必要なのか。

残念ながら、広島では、「見えない」ホームレス問題の認識も対策も、皆無のようです。広島は、「見えない」ホームレスが現れやすい、広島市や福山市等の大都市をいくつも抱える県です。にもかかわらず、政府の姿勢からさえ、はるかに遅れています。

県に、これらの課題に応えることを要望します。ホームレス問題を緊要な人権問題と捉えること。そして、ホームレスの生活実態を知ること。これが、ホームレス対策の出発点です。次に、問題を発見し、ホームレス支援の施策を立ち上げ、実施することです。「失業者、特に社会的に孤立した人に対して社会保障、社会福祉サービスをつないで、住居とか収入、就職活動を支援して路上に出さない。ともかく失業しても路上に出さない、それから既に孤立して路上に出てしまったホームレスを路上から畳に上げる、あるいは屋根の下に戻していく」(『県議会議事録』2010.3.8 生活福祉保険委員会 岡崎参考人)。その通りです。最後に、県民にホームレス問題についての啓発を行うことです<sup>6)</sup>。住民がホームレスを受け入れてこそ、ホームレスの尊厳ある生存が可能になります。実際にも、住民のホームレス問題への自覚がなくして、施策を行うことはできません。2003年に、広島県警が業務委託する防犯パトロール員が作成した「安全マップ」に、「違法駐車多し」等の記載とともに、ホームレスの居場所を示す記載がありました<sup>7)</sup>。県警は、「不適切な表現があった」としてこれを訂正しました。この話は県警に止まりません。「彼らは好きでホームレスをやっている」などという、馬鹿げた偏見が充満しています<sup>8)</sup>。そのような実情からして、県民の意識調査がどうしても必要となります。啓発の指針は、その上で建てられます。これも県の重要な仕事です。

「見える」「見えない」ホームレスに特定された意識調査も施策も報告書もない。県が、このような状態を一刻も早く脱し、ホームレスの人権問題にきちんと取り組むことを要望します。社会の最底辺の人たちの人権が守られること。それこそが、「明るく豊かな街づくり」の基本原則だと思うからです。

- 1) この内、広島市 61 人、福山市 13 人でした (2011 年 1 月)。
- 2) 非正規雇用者には若者のフリーターやニートが含まれます。県内で 2008 年に、15-34 歳のフリーターが 33,000 人、ニートが 10,000 人いると推定されました (『県議会議事録』208.12.11 12 月定例会 蒲原委員)。
- 3) 以下『県議会議事録』はすべて、広島県ホームページに依るものです。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/gikai/gijiroku/index.html> (2011.3.29)

- 4) 県内の大半のホームレスを抱える広島市では、独自のホームレス対策を行っています。それは、次のようなものです。①仮住居提供事業 (ホームレスに短期間宿所を提供し、生活保護を適用して住宅確保等の必要な援護を行う)、②路上相談事業 (民間団体と連携し、ホームレスの生活相談等を行う)、③診療支援事業 (一時的な診療が必要なホー

ムレスに、無料または低額な料金で診療が受けられるようにする)、④自立支援ホーム事業(社会生活に復帰する意欲はあるが、すぐには居宅での生活適応が困難なホームレスに、宿所の提供や相談・助言を行う)。それらが十分なものであるかどうかは、別に検討すべき問題です。

<http://www.npokama.org/kamamat/webmagari/chihou/chihou1/hirosiam.htm>

(2011.3.29)

5) 広島県ホームページより。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/search/ftservlet?keyword=%83z%81%5B%83%80%83%8C%83X&logical=1&pagesize=20&orderby=0&sort=1&kind=0&item=0&siteId=-1&date=0> (2011.3.29)

6) 若者のホームレス襲撃が続いた神奈川県では、ホームレス問題の正しい認識を促すため、社会啓発と学校教育に力を注いでいます。

7) ホームページ「47 News トピックスプレミアム」より。

<http://www.47news.jp/CN/200312/CN2003121301000133.html> (2011.3.29)

8) ホームレスに対する偏見に、もう一つ、「仕事さえ選ばなければなんでもあるはずだ」というのがあります。しかし、住民票(連絡先)も電話(連絡方法)もなく、身元保証人もいないホームレスが定職に就くのは、至難のことです。ホームレスは、勤労意欲に溢れた人たちです。